

重要事項説明書

介護老人保健施設（施設サービス）

R6.10.1 改正

1. 事業所の概要

事業所名	介護老人保健施設 暖流
所在地	須崎市緑町 4-30
管理者名	田村 精平
電話番号	0889-43-0005
FAX番号	0889-43-0020
名称・法人種別	医療法人 五月会
業務の概要	介護保険施設
事業所数	1
定員	72
事業者指定番号	第 3950680011 号

2. 職員の配置状況

(R6.10.1 現在)

職種	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
医師		3	3
薬剤師		1	1
支援相談員	2		2
理学療法士	3		3
作業療法士	2		2
言語聴覚士	1		1
管理栄養士	1		1
歯科衛生士	1		1
事務職員	3		3
介護職員等	看護師	6	6
	准看護師	1	1
	介護支援専門員	1	1
	介護福祉士	20	20
	介護員	4	4
	介護補助員	4	4

3. 介護老人保健施設の役割

【施設全体】

① “包括的サービス” ② “リハビリテーション” ③ “在宅復帰” ④ “在宅生活支援” ⑤ “地域性”

【入所】

特別養護老人ホームやグループホーム、ケアハウス等の長期入居ができる施設ではなく、在宅への復帰を主な目的とした施設。医療と在宅の中間施設。ADL の低下に対し機能訓練専門職によるリハビリでの ADL の向上。また、在宅生活復帰支援や介護者の介護休養、退院から在宅までの間の在宅生活に応じた生活リハビリ。を主な目的とし、基本的に退所目標及びある程度の期間を定め入所を行な

います。例外として緊急の入所を要する場合には入所後からの検討となる場合もあります。

4. サービスの内容及び利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

種 類	サービス内容
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の病状に合わせた医療、看護を提供します。 ・医師による定期診察は、1週間に1回行ないます。 ・それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。 ・オムツを使用する方に対しては、1日5～6回の交換を行なうとともに必要な場合は、これを超えて交換を行ないます。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴又は清拭を行ないます。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴する事ができます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員により、入所者の心身等の状況に応じ日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止する為の訓練を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護職員が、健康管理を行ないます。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうように配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、又、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

種 類	サービス内容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養、利用者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。又、栄養の摂取状況もきめ細やかな対応をしていきます。 ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるよう配慮します。 <p>【食事時間】 朝食 8：00～ 昼食 12：00～ 夕食 18：00～ 各45分程度</p> <p>【選択食】 主食を毎回選ぶ事ができます。(ご飯・おにぎり・パン等)</p> <p>【お楽しみ献立】 月1回</p>

(3) サービス利用料金

別紙の表1のとおりです。

(4) 高額介護サービス費について

1ヶ月の介護サービス費が下記の金額を超えた場合には高額介護サービス費が受けられますので介護保険証の保険者に詳しい事をお尋ね下さい。(該当の領収書が必要な場合があります)

利用者負担限度額段階	高額介護サービス費の負担限度額/月
第1段階	15.000円
第2段階	15.000円
第3段階	24.600円
第4段階	44.400円

(5) その他の介護保険給付対象外のサービス

別紙の表2のとおりです。

(6) 利用料金の支払方法

前記(1)(2)の料金・費用は毎月10日(月末締)、20日(15日締)の2回、その他利用終了後に請

求しますので1週間以内に下記①～⑤のいずれかの方法でお支払い下さい。

①	施設窓口で現金払い
②	銀行振込 四国銀行須崎東支店 普通預金 No. 154485

尚、口座引落を希望の場合は1ヶ月分の料金・費用を取りまとめ下記金融機関にて15日に引落をする事もできます。

③	四国銀行 各支店
④	ゆうちょ銀行 各局
⑤	J Aバンク 土佐くろしお

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付が支払われない場合は、一旦10割の利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。問題解決後その証明書を、居住の市町村の窓口に提出しますと利用料金と自己負担額の差額の払戻を受ける事ができます。

5. 当事業所の基本理念と運営方針

(1) 基本理念

- ①高齢者の心身の状態あるいは介護者や家庭の環境に合わせて医療的サービスを総合的・一体的に提供する。
- ②リハビリテーション、看護・介護等のケアを必要とする高齢者に対して、医療的ケアと日常生活サービスを提供しながら、心身の自立を支援し、家庭復帰を実現する。
- ③高齢者が1日でも長く、在宅で自立した生活が送れるよう、通所サービスの提供や訪問による支援を行なう。
- ④地域の高齢者ケアに関する社会資源として住民のニーズに応え、教育や啓蒙活動、ボランティアの受入などを通じて地域の高齢者ケアの向上に貢献する。

(2) 運営方針

- ①看護医学的な管理のもとで心身の機能維持、入浴サービスや歩行訓練などのリハビリテーションを実施し、家庭復帰を目指した施設運営を行なう。
- ②家庭と介護老人保健施設との緊密な連携のとれた運営を行なう。利用者の家庭との連絡を密にし、家庭復帰などの協力を受ける。
- ③ボランティアや地域住民を含めた介護教室を開催すると共に介護用品の普及及び介護相談を実施、地域社会での介護機能強化のための役割を担う施設運営を行なう。
- ④高幡地域の各医療機関との連絡を密とし、認知性老人や寝たきり老人等の入所依頼を受けた場合には出来るだけその趣旨に添うよう施設運営を行なう。

6. 身体拘束廃止について

介護老人保健施設「暖流」は、利用者様の人権を尊重し、QOL（生活の質）を高めることを目標に生命又は身体を保護する為、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限しない。

7. 利用者の人権について

全ての利用者は平等に介護や看護を受ける権利を有し、その利用者の個別の状況やニーズに応じたケアサービスを受ける事ができる。サービス提供に当たっては国籍・人種・民族・宗教・性別及び社会的地位等の理由により差別をせず平等なケアサービスを提供する。又、サービス提供者は利用者の習慣・態度・思想についてもこれを尊重し、受け止める姿勢を持つ。

8. 併設医療機関

名称・所在地	須崎くろしお病院 須崎市緑町 4-30
診療科	外科・内科・整形外科・脳外科・眼科・耳鼻科・泌尿器科・皮膚科

9. 協力歯科医療機関

名称・所在地	野中歯科医院 須崎市西崎町 7-26
--------	--------------------

10. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設利用者様相談窓口	電話番号 0889-43-0005 Fax 番号 0889-43-0020
	相談員 福井 京子 古谷 綾香
	対応時間 8:30~17:00

※その他、施設の介護支援専門員や話しやすい職員にご相談していただいても結構です。

(2) 施設内の意見箱

設置場所 ① 1F受付 ② 2F詰所 ③ 3F詰所

(3) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

市町村 介護保険 相談窓口	所在地	須崎市 山手町 1-7	土佐市 高岡町甲 1792-1	高岡郡中土佐町 久礼 6602-2	高岡郡津野町 永野 471-1
	電話番号	0889-42-1205	088-850-2501	0889-52-2211	0889-55-2311
Fax 番号	0889-42-1245	088-850-2433	0889-52-4511	0889-55-2022	
対応時間	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~17:15	
高知県国民健康保険団 体連合会（国保連）	所在地	高知市丸ノ内 2-6-5			
	電話番号	088-820-8410 or 8411			
	Fax 番号	088-820-8413			
	対応時間	8:30~17:15			

11. 事故等の対応について

- (1) 事故発生防止の為の指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合、又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、その改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故防止の為の委員会及び従業者に対する研修を定期的に行なう。適切に実施するための担当者を設置する。
- (4) サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行なうと共に必要な措置を講ずる。
- (5) 事故の状況や事故に際して採った処置については記録する。
- (6) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行なう。

12. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 8:30~20:00 来訪者は、必ずその都度職員に申し出て面会簿にお名前の記入をお願いします。尚、面会時間以外の必要な面会については事前にご連絡頂ければ、職員が対応いたします。又、事前の連絡のない場合には、併設病院の受付に申し込み頂ければ対応いたします。土曜・日曜・祝日の面会も可能です。利用者様が見当たらない時は職員に声掛けをお願いいたします。 尚、感染症等の流行時は状況に応じ変更いたします。その場合はその都度お知らせします。
外泊・外出	利用者様が施設から自宅に復帰されるための外泊や家族と共に過ごす時間を大切にする外出をされる場合には、事前にお申し出になり届出書に記入をお願いいたします。尚、自宅に帰られる前の外泊については、施設のほうから連絡させていただく場合もあります。
居室、設備、器具の利用	施設内の居室や設備、器具等は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただくことがあります。
喫煙	施設内での喫煙はご遠慮ください。(全館禁煙)
迷惑行為等	騒音等、他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品の管理	備え付けのチェストの鍵の掛かる引き出しに保管をお願いいたします。極力ご家族様での管理をお願いしたいです。独居、親族等のいない方はご相談に応じます。
所持品持込私物の管理	必ず全ての持ち物に名前の記入をお願いいたします。又、自宅にいるときに使用していた馴染みの服や日用品は、ご自由にお持込頂いて結構です。
宗教活動	施設内での宗教活動はご遠慮ください。
医薬品	入所中は医薬品について医師の指示のもと効果は同じだが名前の違う薬を使う場合があります。

13. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者は事業所管理職を当て、火元責任者には管理職員を当てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は立ち合いを行う。
- (3) 火災発生や地震等の災害が生じた場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
- (4) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……………年1回以上
 - ②利用者を含めた総合訓練……………年1回以上
- (5) その他の必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

14. その他

- ・法改正等によりサービスの内容及び利用料金に変更が生じた場合は速やかに通知します。